

事務連絡
令和8年3月31日

各都道府県 保健統計主管係長 殿

厚生労働省
政策統括官付参事官付保健統計室
医療施設統計係長

「病院報告記入要領及び審査要領並びに病院報告台帳整備要領」の
令和8年4月改訂について

病院報告については、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法施行令（昭和23年政令第326号）に規定する病院報告の提出については、令和8年4月分から、医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第25号）により、その根拠条文が第4条の8から第4条の9に変更されます。

また、医療法（昭和23年法律第205号）については、医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）により、「オンライン診療」が定義されます。

これらに伴い、「病院報告記入要領及び審査要領並びに病院報告台帳整備要領」を改訂し、NW/LGWAN 掲示板システムへ掲載しましたので、取扱いに遺漏のないよう御配意願います。

なお、改訂については医療法施行令の条文ずれ等関係法規上の一部の変更や外来患者延数の説明文に「オンライン診療」等を追加したのみであり、従前の取り扱いに変更があるものではございません。

また、お手数ではございますが、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区へは貴職から周知いただきますよう、お願いいたします。

担当 厚生労働省
政策統括官付参事官付保健統計室
医療施設統計係
Tel:03-5253-1111 内線 7522
e-mail:hospryo@mhlw.go.jp



政府統計

統計法に基づく国の
一般統計調査です。
調査票情報の秘密の
保護に万全を期しま
す。

病院報告記入要領及び審査要領 並びに病院報告台帳整備要領

令和8年4月 改訂



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

目 次

病院報告記入要領及び審査要領

I	報告の概要	1
II	一般的注意事項	2
III	記入要領	3
	1 欄外事項	3
	2 報告事項	3
	3 訂正・追加報告について	7
IV	オンライン報告について	8
	1 「政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）」による報告	8
	2 電子報告様式による報告	11
V	審査要領	18
	1 一般的審査	18
	2 報告事項	18
	3 オンライン報告による場合	21
VI	送付手続	23
	1 保健所の業務	23
	2 都道府県の業務	23
	3 調査票の梱包	23
VII	関係法規抜すい	25
参考	開示請求があった場合の調査関係書類の取扱い	33
	調査票	35

病院報告台帳整備要領

I	趣旨	37
II	台帳の整理	37
	1 ファイルの仕方	37
	2 記入事項の整理	37
III	記入要領	38
IV	台帳による病院報告の審査	41

病院報告記入要領及び審査要領

I 報告の概要

1 報告の目的

この報告は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握して、医療行政の基礎資料を得ることを目的としています。

2 報告の対象

医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条の 9 第 1 項の規定に基づき全国の病院及び療養病床を有する診療所を対象とします。

3 報告時期

毎月

4 報告事項

医療法施行規則第 13 条第 1 項の規定に基づき別記様式第一に記載する事項

5 報告の作成方法

調査票は、病院、療養病床を有する診療所の管理者が記入し提出します。

6 提出期限

- (1) 病院、療養病床を有する診療所の管理者は、調査票を報告月の翌月 10 日（休止又は廃止した場合、休止又は廃止の日から 10 日以内）までに、所在地を管轄する保健所長に提出します。
- (2) 保健所長は、病院、療養病床を有する診療所の管理者から提出された調査票を審査とりまとめの上、報告月の翌月 15 日までに都道府県知事（その開設地が当該保健所を設置する市（区）においては、当該保健所を設置する市（区）長を経由して当該保健所所在地の都道府県知事）に送付します。
- (3) 都道府県知事は、提出された調査票を審査とりまとめの上、報告月の翌月 25 日までに厚生労働大臣に送付します。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省において速やかに行います。

Ⅱ 一般的注意事項

1 紙の調査票は、4枚複写のノーカーボン紙です。3枚目までを施設の所在地を管轄する保健所へ提出します。1枚目は厚生労働省、2枚目は都道府県、3枚目は保健所、4枚目は施設で保存します。

なお、記入に当たっては、用紙の上下、左右を合わせ、複写ずれのないよう、また筆圧による汚れのないよう下敷を用いて記入してください。

2 記入は黒ボールペンとします。ただし、訂正報告の場合は赤で記入します。

3 欄内には、数字のみを記入します。例えば、「-」、「()」、「人」、斜線又は注意書き等は記入しないでください。

4 数字は算用数字を用いて明確に記入してください。

5 使用許可を受けた病床に該当する項目のみ記入し、計上する数のない場合は「0」と記入します。また、使用許可を受けていない病床に該当する項目は、空欄のままとします。

6 欄外事項の年月分・都道府県名・保健所名・施設名・所在地は、漏れなく記入します。

7 記入を誤ったときは、数字全体に2本の横線を引き、その上部余白に正しい数字を記入します。

[例]

誤	→	正
0 2		1 0 3 4 1 2 3 4

なお、紙を貼ったり、削ったり、塗りつぶしたりしないでください。

8 都道府県及び保健所で保存する調査票の保管期間は、病院報告の概況公表までとし、保管期間終了後、適切に廃棄してください。

Ⅲ 記入要領

1 欄外事項

(元号) 年 月 分	当該報告の年月を記入します。
都 道 府 県 名	施設所在地の都道府県名を記入します。
保 健 所 名	施設所在地を管轄する保健所名を記入します。
施 設 名	開設許可申請書（医療法施行規則第1条の14第1項）又は開設許可申請事項の変更届出書（医療法施行令第4条第1項、医療法施行規則第1条の14第4項）に記載した施設の名称を記入します。 注： 施設の名称は正しく記入し、略称では記入しません。
所 在 地	開設許可申請書に記載した開設の場所を、番地まで正確に記入します。 注： 所在地を変更したときは、医療法上は、単に番地の呼称が変わる場合（地番整理等）を除き、廃止・開設の手続きを必要としますが、この報告では便宜上、月末現在の所在地を記入するだけの取扱いとします。
※保健所符号	保健所において、保健所符号（4けた）を記入します。
※整理番号	保健所において、医療施設台帳に基づく当該施設の整理番号（9けた）を記入します。

2 報告事項

(表側区分)	表側に区分する「精神病床」「感染症病床」「結核病床」「療養病床」「一般病床」は、医療法第27条の規定により使用許可を受けた病床をいいます。
注意事項	療養病床を有する診療所については、「療養病床」欄に記入し、その他は空欄とします。
(表頭区分)	表頭の各項目については、それぞれ（表側区分）の病床の種別ごとに記入し、「総数」には合計を計上します。「在院患者延数」「月末在院患者数」「新入院患者数」の各項目については、診療録の作成又は記載の追加を行った者（健康診断、人間ドック受診者も含む。）について計上し、「退院患者数」には、退院手続を行った者について計上します。 なお、「同一医療機関内の他の種別の病床から移された患者数」及

び「同一医療機関内の他の種別の病床へ移された患者数」の項目は、「療養病床」のみに記入します。

注意事項 新たに開設した場合等で、当月中に在院患者が全くなかったときは、該当する項目に「0」と記入し、備考欄に「在院患者なし」と記入します。

在院患者延数 病床の種別ごとに、毎日24時現在に在院していた患者の合計を記入します。

- 1 この欄には、現に当月中に在院していた患者の延数を記入します。
- 2 在院中の患者が外泊していた場合も、計上します。
- 3 入院してその日のうちに退院あるいは死亡した者は、計上しません。
- 4 当月中に開設したときは、開設した日から当月の末日までの延数を記入します。
- 5 開設中の施設が、当月中に休・廃止したときは、当月の1日から休・廃止した日の前日までの延数を記入します。

月末在院患者数 病床の種別ごとに、当月の末日24時現在に在院している患者数を記入します。

- 1 この欄には、許可病床数にかかわらず、現に当月の末日24時現在に在院している患者数を記入しますが、患者数が許可病床数を上回る場合には、備考欄に上回った理由を記入します。
- 2 在院中の患者が当月の末日に外泊している場合も、計上します。
- 3 当月の末日に入院してその日のうちに退院あるいは死亡した者は、計上しません。
- 4 **「総数」**においては、前月の「月末在院患者数」との関係で次の関係になります。

(前月「月末在院患者数」)+(当月「新入院患者数」)-(当月「退院患者数」)=(当月の「月末在院患者数」)

ただし、「療養病床」は、次の関係になります。

$$\begin{aligned} & \left(\text{前月「月末在院患者数」} + \left[\begin{array}{l} \text{当月「新入院患者数」} + \left[\begin{array}{l} \text{「同一医療機関内} \\ \text{の他の種別の} \\ \text{病床から移された} \\ \text{患者数」} \end{array} \right] \end{array} \right] \right. \\ & \left. - \left[\begin{array}{l} \text{当月「退院患者数」} + \left[\begin{array}{l} \text{「同一医療機関内} \\ \text{の他の種別の} \\ \text{病床へ移された} \\ \text{患者数」} \end{array} \right] \right] \right) = \text{(当月の「月末在院患者数」)} \end{aligned}$$

新入院患者数	5 開設中の施設が、当月中に休・廃止したときは「0」と記入し、備考欄に「〇年〇月〇日休止（廃止）」と記入します。
	<p>病床の種別ごとに、当月中に新たに入院した患者の合計を記入します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入院した患者がその日のうちに退院あるいは死亡した場合も、計上します。 2 在院中の患者が同一医療機関内の種別の異なる病床に移動した場合、入退院手続を行った者のみ計上します。 3 当月中に開設したときは、開設の日に在院中の患者がいた場合は、新入院患者として計上します。
(療養病床欄) 同一医療機関内の他の種別の病床から移された患者数	<p>在院中の患者で、当月中に入退院手続を行うことなく、同一医療機関内の他の種別の病床から「療養病床」へ移された患者の合計を記入します。</p>
退院患者数	<p>病床の種別ごとに、当月中に退院した患者の合計を記入します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入院した患者がその日のうちに退院あるいは死亡した場合も、計上します。 2 在院中の患者が同一医療機関内の種別の異なる病床に移動した場合、入退院手続を行った者のみ計上します。
	<p>在院中の患者で、当月中に入退院手続を行うことなく、「療養病床」から同一医療機関内の他の種別の病床へ移された患者の合計を記入します。</p>
(その他の区分) 外来患者延数	<p>当月の新来、再来患者及び往診、巡回診療、健康診断、人間ドック、予防接種、オンライン診療等を行い、診療録の作成又は記載の追加を行った患者の延数を記入します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一患者を二つ以上の診療科で診療し、それぞれの診療科で診療録の作成又は記載の追加を行った場合、それぞれの外来患者として計上します。 2 入院中の患者及び在院新生児が他の診療科で診療を受けた場合、当該診療科において、診療録の作成又は記載の追加を行った

場合のみ、外来患者として計上します。

なお、ここでいう在院新生児とは、出生後 28 日を経過しない乳児で病院に在院している者のうち、在院患者として扱っていない者をいいます。

3 当月中に外来患者が全くなかったときは、「0」と記入し、備考欄に「外来患者なし」と記入します。

備考

以下に掲げる場合には、右欄に掲げる事項を記入します。

1	新たに開設した場合	「〇年〇月〇日開設」
2	休・廃止した場合	「〇年〇月〇日休止（廃止）」
3	休止中の施設が再開した場合	「〇年〇月〇日再開」
4	在院患者が全くなかった場合	「在院患者なし」
5	「月末在院患者数」が「許可病床数」を1人でも上回った場合	その理由
	月の途中で在院患者数が著しく許可病床数を上回った場合	その理由
6	外来患者が全くなかった場合	「外来患者なし」
7	許可病床数に変更があった場合	「〇〇病床〇〇床→〇〇床 〇年〇月〇日変更」
8	計上数が前月分と比較して著しく増減がある場合	その理由
9	その他	特に説明を必要とする事項

3 訂正・追加報告について

提出後、訂正及び追加の必要が生じた場合は速やかに訂正・追加報告をしてください。なお、**訂正・追加報告の最終期限は、調査年の翌年2月末日**とします。

(1) 紙の調査票の場合

- ① 訂正報告は提出済みの調査票を複写したものを、追加報告は新しい調査票を用います。
- ② 訂正・追加報告は、用紙の右欄外上部に赤で「訂正」又は「追加」と書いてください。
- ③ 訂正報告は、訂正を必要とする欄の上部に赤で正しい数を記入します。
なお、空欄で報告済みの欄を訂正するときは、下部に黒で「0」と記入し、上部に赤で正しい数を記入します。また、訂正により空欄となる場合は、上部に赤で「0」と記入します。
- ④ 提出済みの調査票の複写を用いずに訂正報告を作成するときは、下部に黒で報告済みの数を記入し、上部に赤で正しい数を記入してください。

(2) 政府統計オンライン調査システムによる報告の場合

訂正・追加報告は、オンライン調査システム上、下記アまたはイに該当する報告データのうち、「訂正・追加報告」欄に、Excel 形式の場合、訂正報告は「1」、追加報告は「2」が、HTML 形式の場合は「訂正報告」または「追加報告」が入っているものになります。

ア 「受付状況確認」画面において、該当月の「受付状況確認」画面の「回答日」が都道府県の審査終了日より新しい場合

イ 毎月の都道府県の審査終了日以降に「回答データ取得」を行い、当該月の訂正報告確認時に「差分」をチェックして再度「回答データ取得」を行った時に、ダウンロードデータが1件以上作成された場合（「差分」は前回の回答データ取得後に追加・更新されたデータのみを取得する機能です。）

(3) 電子報告様式による報告の場合

訂正・追加報告は、「訂正・追加報告」欄に、訂正報告の場合「1」、追加報告の場合「2」を入力し、「訂正報告」又は「追加報告」であることがファイル名等でわかるようにしてください。

なお、(2)(3)については、訂正箇所のみではなく、訂正箇所を含む全データを作成し、報告してください。

IV オンライン報告について

病院報告では、報告の迅速性、正確性及び負担軽減を図るために、調査票内の計算や内容審査が自動的に行えるよう調査票の電子化を進めており、下記の方法でのオンライン報告を受け付けています。今後も積極的なオンライン報告の利用をお願いします。

1 「政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）」による報告

(1) 概要

政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）（以下「オンライン調査システム」という。）は、調査対象者の負担軽減や利便性の向上、都道府県市等の統計調査業務の効率化を図るために、調査対象者がインターネット回線を経由して、パソコンから電子調査票に回答するためのシステムです。（電子調査票は P. 35～36 参照）

病院報告では、平成 22 年 5 月（22 年 4 月報告分）から本格的に運用を実施しています。

(2) 報告の流れ

① 申請（P. 12 図（A））

利用希望は随時受け付けていますので、「オンライン利用希望申請書」【新規提出分】を都道府県で取りまとめ、厚生労働省へメールで提出します。

厚生労働省で調査対象者 ID、初期パスワードを発行し、「政府統計オンライン調査ログイン情報」（P. 15 参照）を都道府県に送付しますので、医療機関に配付してください。

【オンライン利用希望申請書は下記の URL に掲載】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/byouin/h091013-1.html>

② 実査準備（P. 12 図（B））

オンライン調査システムの利用機関は、利用機関管理者、課室管理者、一般ユーザによって構成されていますが、実状に応じ、それぞれの経由機関（オンライン調査システム上、都道府県、保健所設置市、保健所をいう。以下同じ。）で課室管理者、一般ユーザを配置しアクセス権限を設定します。利用機関管理者、課室管理者、一般ユーザの関係は、「病院報告におけるユーザ管理」（P. 14 参照）のとおりです。

また、必要に応じ、提出期限等、システム上の設定を行います。

③ 審査（P. 12 図（C））

医療機関からの提出状況、回答内容を審査し、回答データを取得します。電子調査票についても、紙の調査票と同様の審査を行ってください。（電子調査票の送信

時に審査される部分は除きます。P. 21～22 参照)

(3) 注意事項

① システム上の報告データについて

オンライン調査システムでは、医療機関が報告データ（電子調査票を含むデータ全般をいう。）を送信した段階で、各経由機関において報告内容を表示・変更することが可能となりますが、その後経由機関の審査が終了した後でも、訂正・追加報告の最終期限（調査年の翌年2月末）までは、医療機関においては報告データの変更、経由機関においては報告データの表示・変更が可能となっています。

したがって、毎月の業務では、保健所の審査中に都道府県が報告データを変更してしまうことや、都道府県の審査中に保健所が報告データを変更すること等が起りえるため、各都道府県・保健所設置市においては、送付票を受け取るなどして経由する保健所の審査が終了したことを確認してから、報告データの審査作業（受付状況確認・回答データ取得等）を始めてください。

なお、報告データの表示のみ行い、更新を行わない場合は問題ありません。

また、厚生労働省では送付票の到着をもって、報告期日（報告月の翌月25日）の翌日（26日）を目処にデータを取得（ダウンロード）していますので、ご注意ください。

② プレプリント情報について

調査年、調査月、都道府県名、保健所名、施設名、所在地、保健所符号、整理番号については、電子調査票上でプレプリントされます。施設名、所在地、整理番号については翌月に引き継がれないため、変更が必要な場合は「オンライン利用希望申請書」【変更・廃止分】を都道府県で取りまとめ、厚生労働省へメールで提出します。

③ 医療機関へ配付する調査対象者 ID について

医療機関へ配付する調査対象者 ID は、システム内部で電子調査票の提出先である保健所との関連付けをしています。

そのため、医療機関の移転等により管轄保健所が変わる場合は、調査対象者 ID の再発行が必要になりますので、「オンライン利用希望申請書」【変更・廃止分】及び【新規提出分】を都道府県で取りまとめ、厚生労働省へメールで提出します。ただし、医療機関が移転しても管轄保健所が変わらない場合は、調査対象者 ID は引き続きご利用いただけます。移転によりプレプリント情報（施設名、所在地、整理番号）に変更がある場合には、「オンライン利用希望申請書」【変更・廃止分】を提出してください。

また、オンライン調査システムを利用していた医療機関が廃止になった場合も、「オンライン利用希望申請書」【変更・廃止分】を提出してください。

④ パスワードの再発行について

調査対象者 ID とともに医療機関に配付するパスワードについて、平成 30 年 1 月分から医療機関でパスワードの再発行ができるようになっていました。なお、初期化については従来どおり行うことができます。

⑤ 保健所の統廃合、管轄区域の変更等について

経由機関の統廃合や保健所の管轄区域の変更等がある場合、厚生労働省でシステム設定を変更する必要が生じます。特に、保健所の管轄区域の変更は、上記③の理由により医療機関の調査対象者 ID の再発行が必要になる場合があります。調査対象者 ID の再発行及び登録データのシステム投入には時間がかかるため、経由機関の統廃合や保健所の管轄区域の変更等が想定される場合は、できるだけ早めのご連絡をお願いします。

また、経由機関の統廃合や保健所の管轄区域の変更等があった場合は、管轄内医療機関の変更前の報告データが見られなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

※ その他、経由機関や調査対象医療機関が行う手続きについて、「病院報告における経由機関・調査対象医療機関が行う手続きについて」（P. 16～17 参照）のとおりまとめましたので、表中の◎が付いた部分については漏れなく行っていただくようお願いいたします。表で判断できない個別のケースについては、その都度、厚生労働省まで照会願います。

(参考) オンライン調査システムに係るマニュアル等について

システムに係る各種マニュアルについては、「政府統計共同利用システム 利用機関総合窓口」の「操作マニュアル・研修資料等」 (<https://lg.e-stat.nstac.hq.admix.go.jp/gportal/manualtext/top>) をご参照ください。また、厚生労働省ホームページの「病院報告」の「オンライン調査システムをご利用ください」 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/byouin/h091013-1.html>)、「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」 (<https://gsbbs.gex.hq.admix.go.jp/lgwan/>) (都道府県・保健所設置市・保健所の方のみ閲覧可能) の「利用者からのお知らせ」にも掲載しています。

● 調査対象機関（病院・診療所）向け

- ・病院報告オンラインによる提出のご案内
- ・オンライン利用希望申請書【新規提出分】【変更・廃止分】
- ・オンライン調査利用ガイド

● 経由機関（都道府県・保健所設置市・保健所）向け

- ・経由機関用作業マニュアル

2 電子報告様式による報告

(1) 概 要

電子報告様式は、所定の様式に沿って入力した電子ファイルを、LGWAN 経由のメールに添付（又は CD-R 等に記録し郵送）して、厚生労働省に報告する方式です。

注：LGWAN とは、地方公共団体が運用する、地方公共団体の庁内 LAN と政府共通 NW を相互に接続したシステムをいいます。

(2) 報告様式

厚生労働省が提供する電子ファイル[※]（P. 36 参照）

※「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」（<https://gsbbs.gex.hq.admix.go.jp/lgwan/>）の「利用者からのお知らせ」に掲載しています。

(3) 処理の流れ（P. 13 図参照）

① 医療機関

前記(2)、報告様式によりデータ入力を行い、電子ファイルに複写又は書面化して適切に保存します。保健所に提出する電子ファイルについては、記録した CD-R 等に次の事項を記入するか別葉で添付します。

ア 病院報告である旨

イ 当該報告の年月

ウ 施設の名称及びその所在地

エ 施設の所在地を管轄する保健所名及び当該保健所所在地の都道府県名

訂正・追加報告は、「訂正報告」又は「追加報告」であることがファイル名等でわかるようにし、訂正箇所のみではなく、訂正箇所を含む全データで作成した報告様式を提出します。

② 保健所、都道府県

紙の調査票に準じて受付・審査、送付を行います。

【政府統計共同利用システム(オンライン調査システム)による報告】

① 調査対象機関

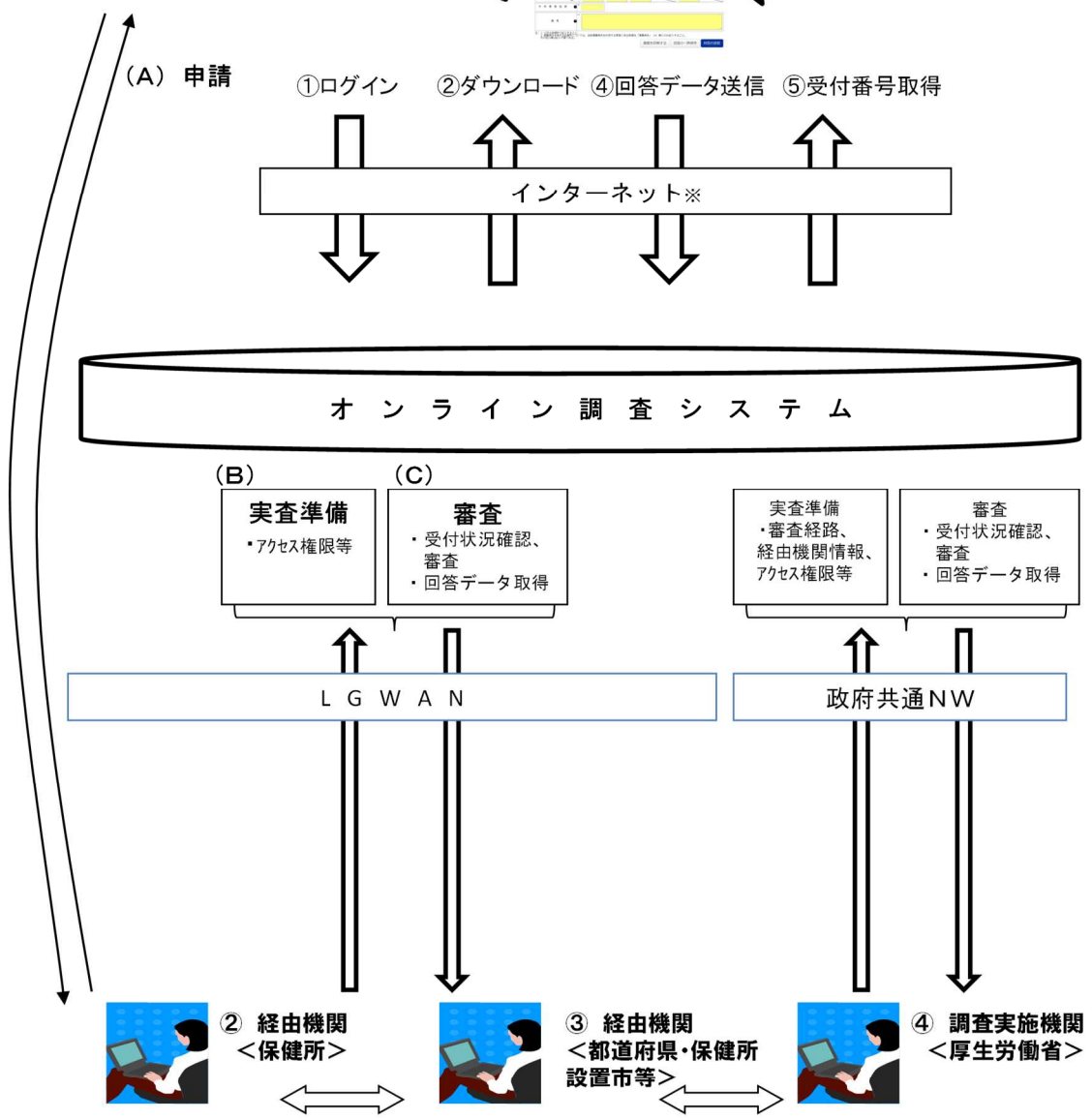
<病院・療養病床を有する診療所>



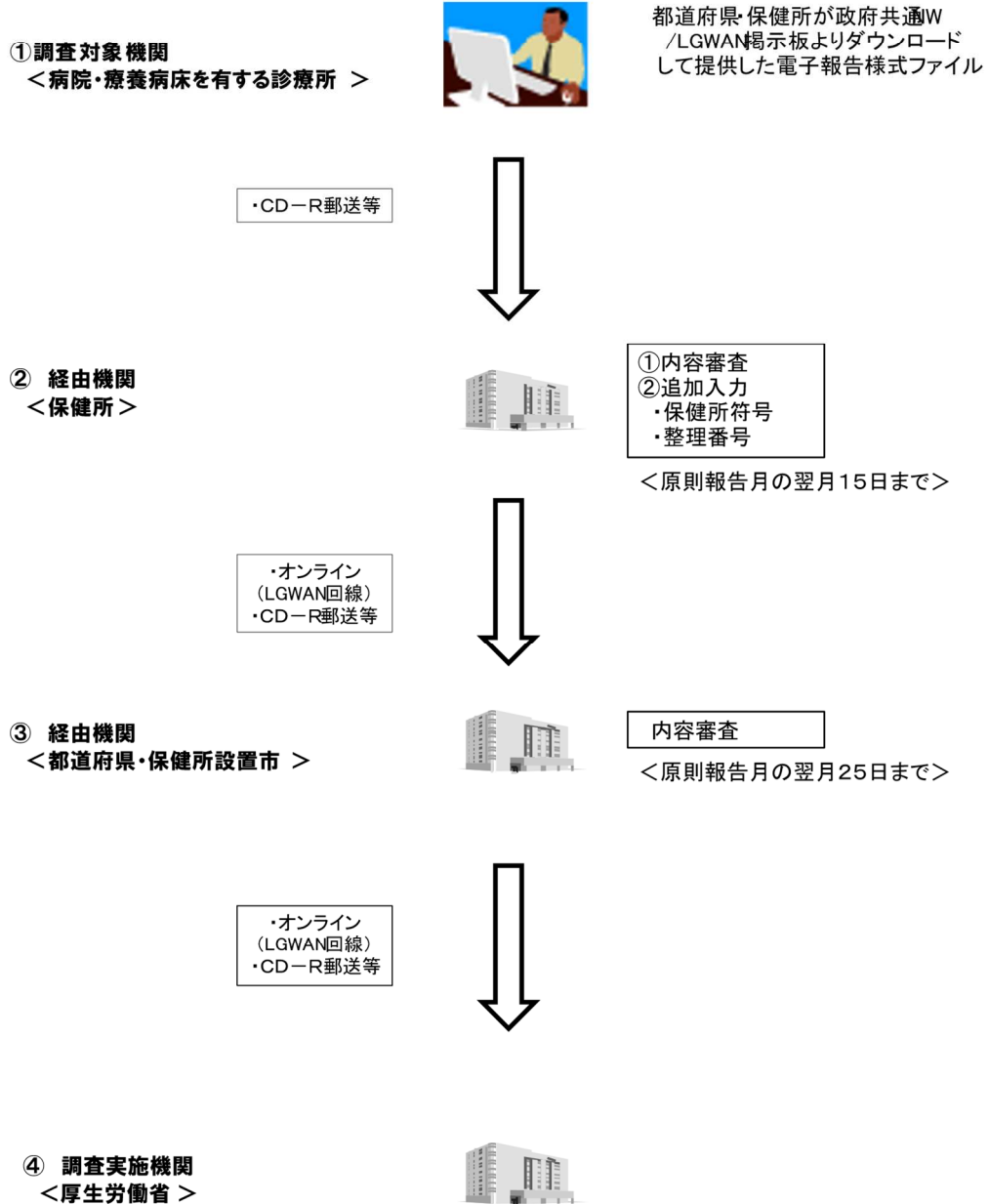
③ 電子調査票入力、保存



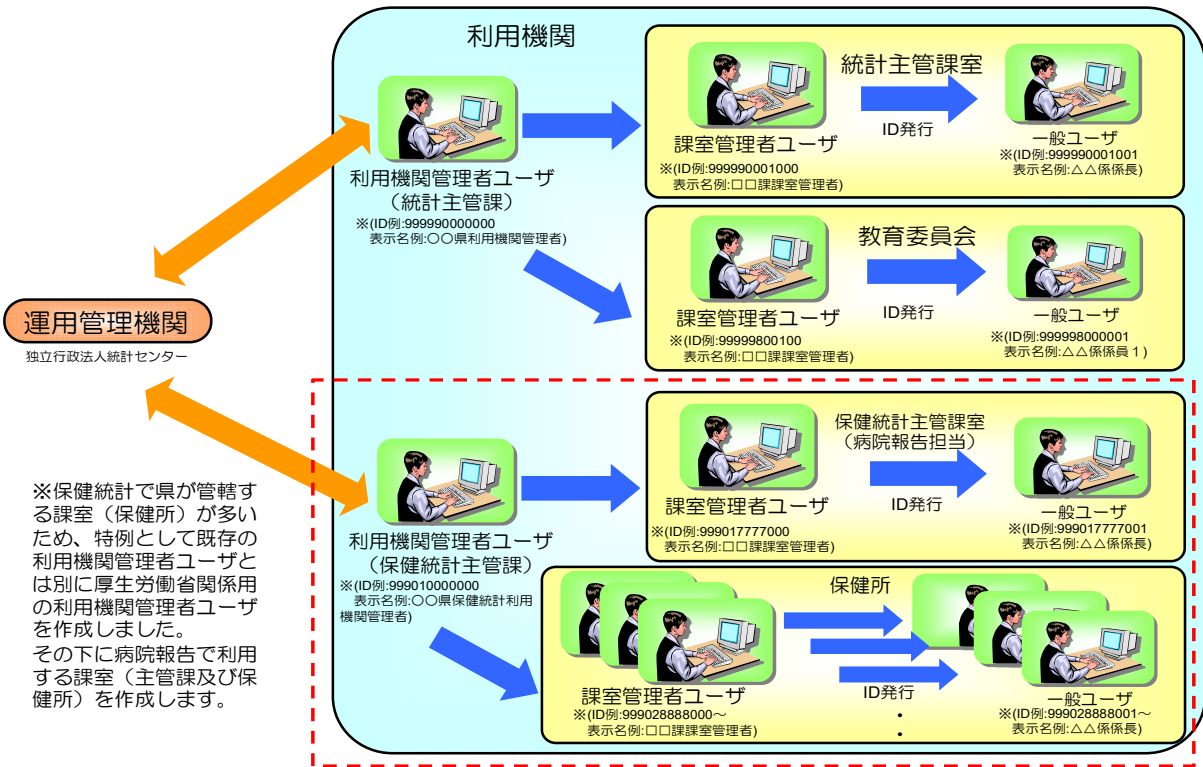
※ 安全な通信を行うために、通信経路上の情報のやりとりをTLS1.2により暗号化している。



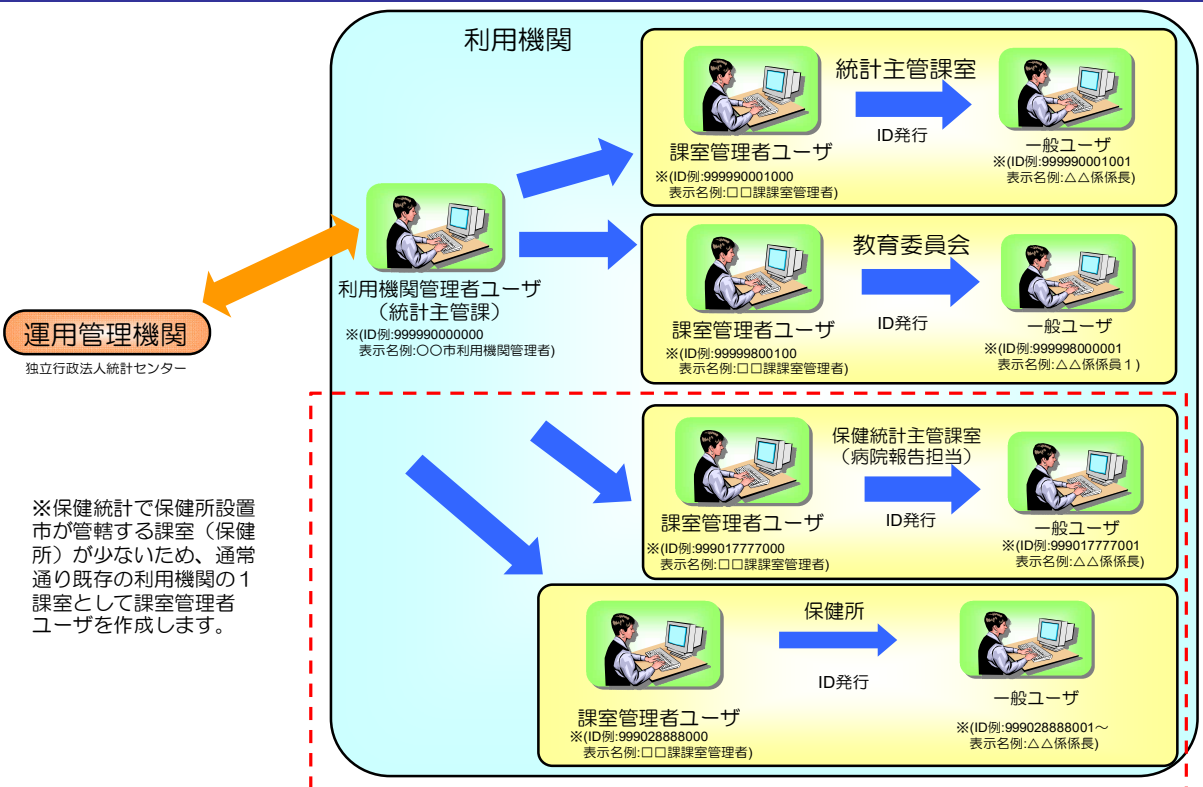
【電子報告様式による報告】



病院報告におけるユーザ管理(都道府県・点線内)



病院報告におけるユーザ管理(保健所設置市・点線内)



政府統計オンライン調査ログイン情報

(病院報告・医療機関用)

千代田厚生労働病院

(管轄保健所：千代田保健所)

報告名称	病院報告
申請者名	千代田厚生労働病院
所在地	千代田区霞が関 1 - 2 - 2
政府統計コード	9N8N
調査対象者ID	H49XXXXXXXX
初期パスワード	Kourou2000
発行日	XXXX 年 X 月 X 日
ログイン可能日	XXXX 年 X 月 X 日

<留意事項>

1. この書類は大切に保管してください。
2. 初期パスワードは、初回ログイン時に別のパスワードに変更を行うことが求められます。
新しいパスワードは半角英数字 8 文字以上 32 文字以内に変更してください。
パスワードは、英字、数字をそれぞれ 1 文字以上含む文字列としてください。
推測されやすい文字列は利用しないでください。
3. 変更したパスワードを忘れた場合、システム上で再発行が出来ますが、この通知書は必ず保管してください。
4. 施設名に外字等使用されている場合、データの処理が出来ないため、やむを得ず別の漢字に置き換えている場合があります。

病院報告における経路機関・調査対象医療機関が行う手続きについて

ユーザ管理の種類	厚生労働省 への手続き	運用管理機関(独立行政法人統計センター) への手続き	オンライン調査システム(認証システム)における設定作業	
			初期設定作業	システムログイン情報 (ユーザID, 初期パスワード)
都道府県				
利用機関管理者				
変更 (表示名、メールアドレス等変更)	× 利用機関管理者自身の変更	×	×	×
廃止	◎ 厚労省へ連絡 (他調査との調整を必要とする場合があるため、最初にご連絡ください。)	◎ 「 利用機関管理者ユーザID発行・削除依頼書 」を「削除」とし、利用機関管理者から運用管理機関(独立行政法人統計センター)へ申請 ^{注1}	運用管理機関において削除設定	×
課室管理者				
新設	◎ 課室管理者一覧をメールで提出→厚労省より課室コードを配付	×	厚労省から配付された課室コードを使用し、利用機関管理者において課室管理者を作成	利用機関管理者において交付 (メール送信)
変更 (課室名、表示名、メールアドレス等変更)	×	×	×	×
廃止	◎ 厚労省へ連絡	×	利用機関管理者において削除設定	×
一般ユーザ				
新設	×	×	課室管理者において新規作成	課室管理者において交付 (メール送信)
変更 (担当者名、メールアドレス等変更)	×	×	×	×
廃止	×	×	課室管理者において削除設定	×

ユーザ管理の種類	厚生労働省 への手続き	運用管理機関(独立行政法人統計センター) への手続き	オンライン調査システム(認証システム)における設定作業	
			初期設定作業	システムログイン情報 (ユーザID, 初期パスワード)
保健所設置市				
中核市から指定都市へ移行等の制度 の変更	◎ 厚労省へ連絡 (早めに必ずご連絡ください。様式自由)	△ ^{注2}	△ ^{注2}	△ ^{注2}
利用機関管理者<統計主管課>				
※運用管理機関の管轄	×	×	×	×
課室管理者				
新設	◎ 課室管理者一覧をメールで提出→厚労省より課室コードを配付	×	厚労省から配付された課室コードを使用し、利用機関管理者において課室管理者を作成	利用機関管理者において交付 (メール送信)
変更 (課室名、表示名、メールアドレス等変更)	×	×	×	×
廃止	◎ 厚労省へ連絡	×	利用機関管理者において削除設定	×
一般ユーザ				
新設	×	×	課室管理者において新規作成	課室管理者において交付 (メール送信)
変更 (担当者名、メールアドレス等変更)	×	×	×	×
廃止	×	×	課室管理者において削除設定	×

ユーザ管理の種類	厚生労働省 への手続き	運用管理機関(独立行政法人統計センター) への手続き	オンライン調査システム(認証システム)における設定作業	
			初期設定作業	システムログイン情報 (ユーザID, 初期パスワード)
保健所				
保健所の統廃合、管轄変更等	◎ 厚労省へ連絡 (早めに必ずご連絡ください。様式自由)	△注2	△注2	△注2
課室管理者				
新設	◎ 課室管理者一覧をメールで提出→厚労省より課室コードを配付	×	厚労省から配付された課室コードを使用し、利用機関管理者において課室管理者を作成	利用機関管理者において交付(メール送信)
変更 (課室名、表示名、メールアドレス等変更)	×	×	×	×
廃止	◎ 厚労省へ連絡	×	利用機関管理者において削除設定	×
一般ユーザ				
新設	×	×	課室管理者において新規作成	課室管理者において交付(メール送信)
変更 (担当者名、メールアドレス等変更)	×	×	×	×
廃止	×	×	課室管理者において削除設定	×

ユーザ管理の種類	厚生労働省 への手続き	運用管理機関(独立行政法人統計センター) への手続き	オンライン調査システム(認証システム)における設定作業	
			初期設定作業	システムログイン情報 (ユーザID, 初期パスワード)
医療機関				
新設(新規利用)注3	◎ 「オンライン利用希望申請書【新規提出分】」を県で取りまとめ、メールにて提出(毎月20日まで)注4	×	×	×
変更 (担当者の変更、メールアドレスの変更等)	×	×	×	×
変更 (同一保健所管轄内での移転、開設者変更等による整理番号の変更)	◎ 「オンライン利用希望申請書【変更・廃止分】」を県で取りまとめ、メールにて提出(毎月20日まで)注4	×	×	×
廃止注3	◎ 「オンライン利用希望申請書【変更・廃止分】」を県で取りまとめ、メールにて提出(毎月20日まで)注4	×	×	×

※オンライン調査システム上、保健所は「都道府県」「保健所設置市・特別区」の配下に設定している為、ここでいう「利用機関管理者」は、それぞれ以下を指します。

- ① 都道府県 = 保健統計の調査を担当する「利用機関管理者」
- ② 保健所設置市・特別区 = 統計主管課等に配置されている「利用機関管理者」

注1) 運用管理機関へ各種申請書を送付する際のメールの宛先に厚生労働省を加えていただく等、厚生労働省でも送付を確認できるようにお願いします。

注2) 課室管理者等の新設・廃止が必要になる場合があります。

注3) 医療機関の管轄保健所が変わる場合(医療機関の移転、または保健所の管轄変更等)は、廃止、新設の手続きを行い、調査対象者IDの再取得が必要となります。

その場合は、オンライン利用希望申請書【変更・廃止分】の「備考」欄に「移転による」、「市町村合併により〇〇保健所から〇〇保健所へ変更」等の理由と、加えて【新規提出分】においては旧調査対象者IDを記入してください。

注4) 毎月20日までに提出された「オンライン利用希望申請書」については、基本的に翌月から反映します(例えば、1月20日までに「オンライン利用希望申請書【新規提出分】」を提出した場合には、基本的には1月分報告から利用開始となります。)

注5) この表に記載のない、その他の「政府統計共同利用システム利用要領」に関する各種依頼書(利用機関管理者ユーザID/パスワード初期化依頼書など)も、

利用要領に基づき運用管理機関(独立行政法人統計センター)に直接申請してください。

(<https://ge-stat.nstac.hq.admix.go.jp/portal/regulations/top>)

V 審査要領

1 一般的審査

- (1) 医務担当係、医療施設動態調査担当係と連絡を密にした業務体制の下、事前に、「病院報告台帳」、「医療施設台帳」及び「医療施設動態調査票」と照合し確認するほか、報告月における施設の開設・休止・廃止・再開・使用禁止・開設許可取消・閉鎖命令・変更等を把握し、病院報告台帳を更新します。
- (2) 記入漏れ又は計上漏れになっている箇所はないかを確認します。
- (3) 不明確な文字又は数字が記入されているものはないか、数字は枠の中に正しく記入されているかを確認します。
- (4) 計上数が前月と著しく異なっている場合は、備考欄に注記があるかを確認します。注記のない場合は、事前に更新された病院報告台帳と照合し、病院、療養病床を有する診療所の管理者に照会します。
- (5) 患者数は区分ごとに、タテの計が総数と一致しない場合は、保健所等で修正せず、病院の管理者に照会のうえ訂正します。
- (6) 「受付印」を押印したため、報告事項が不明になっていないかを確認します。

注： 原則として「受付印」は押印しません。なお、やむを得ない場合は、「**左下欄外**」に押印し、報告事項が不明にならないようにします。

2 報告事項

(元号)年 月 分	記入漏れ又は年月が誤っていないかを確認します。
都 道 府 県 名	} 記入漏れ又は誤りはないかを確認します。
保 健 所 名	
施 設 名	1 開設届による正しい名称で記入されているかを確認します。 2 変更があったときは、事前に更新された病院報告台帳と照合し、医務担当係、医療施設動態調査担当係に確認します。
所 在 地	1 正しい所在地で記入されているかを確認します。 2 変更があったときは、事前に更新された病院報告台帳と照合し、医務担当係、医療施設動態調査担当係に確認します。
※保健所符号	該当する保健所符号(4けた)が記入されているかを確認します。
※整理番号	医療施設台帳に基づく当該施設の整理番号(9けた)が記入されているかを確認します。

在院患者延数
月末在院患者数

前月分の計上数と比較し、特に大きな変動はないかを確認します。

- 1 「総数」においては、前月の「月末在院患者数」との関連で次の関係が成り立つかを確認します。

$$\text{(前月「月末在院患者数」)} + \text{(当月「新入院患者数」)} - \text{(当月「退院患者数」)} = \text{(当月の「月末在院患者数」)}$$

ただし、「療養病床」は、次の関係が成り立ちます。

$$\begin{aligned} & \left(\text{(前月「月末在院患者数」)} + \left[\begin{array}{l} \text{当月「新入院患者数」} + \text{「同一医療機関内} \\ \text{の他の種別の} \\ \text{病床から移された} \\ \text{患者数」} \end{array} \right] \right. \\ & \left. - \left[\begin{array}{l} \text{当月「退院患者数」} + \text{「同一医療機関内} \\ \text{の他の種別の} \\ \text{病床へ移された} \\ \text{患者数」} \end{array} \right] \right) = \text{(当月の「月末在院患者数」)} \end{aligned}$$

- 2 「月末在院患者数」が、事前に更新された病院報告台帳「許可病床数」を上回っているときは、備考欄にその理由が記入されているかを確認します。

- 3 当月中に休・廃止したときは、「0」と記入され、備考欄にその旨に関する情報が記入されているかを確認します。

新入院患者数
退院患者数
外来患者延数

- 1 各月分の計上数と比較し、特に大きな変動はないかを確認します。
- 2 けた違いと思われる数字はないかを確認します。
- 3 毎月同じ数が誤って計上されていないかを確認します。
- 4 「外来患者延数」が空欄になっていないか、また、「0」と記入されているときは、「外来患者なし」と備考欄に記入されているかを確認します。

同一医療機関内
の他の種別の病
床から移された
患者数

「療養病床」のない医療機関、あるいは全ての病床が「療養病床」である医療機関のときには、この欄は計上しません。

同一医療機関内
の他の種別の病
床へ移された
患者数

備考

次のことが記入してあるかを確認します。

- 1 新たに開設した場合「〇年〇月〇日開設」
- 2 休・廃止した場合「〇年〇月〇日休止（廃止）」
- 3 休止中の施設が再開した場合「〇年〇月〇日再開」

- 4 在院患者が全くなかった場合「在院患者なし」
- 5 「月末在院患者数」が「許可病床数」を1人でも上回った場合は、その理由は、その理由
月の途中で在院患者数が著しく許可病床数を上回った場合は、その理由
- 6 外来患者が全くなかった場合「外来患者なし」
- 7 病床数に変更があった場合「〇〇病床〇〇床→〇〇床 〇年〇月〇日変更」
- 8 計上数が前月分と比較して著しく増減がある場合は、その理由
- 9 その他、特に説明を必要とする事項

3 オンライン報告による場合

オンライン報告による場合も、紙の調査票に準じますが、それぞれ以下の点に注意してください。

(1) オンライン調査システムによる報告の場合

電子調査票についても、紙の調査票と同様の審査を行ってください。ただし、電子調査票の送信時に審査される以下の項目については、審査不要です。

電子調査票には、任意で利用できる経由機関のチェック欄を設けておりますが、使用される場合には、回答内容に修正がない場合にも調査票回答登録の処理が必要となりますので、ご留意ください。

電子調査票の送信時に審査される項目

【電子調査票入力時の制限等】(診療所分については、療養病床のみ入力可能)

項目	仕様
報告年月	プレプリント(厚労省以外は変更不可)
都道府県名	プレプリント
保健所名	プレプリント(最大9文字まで)
施設名	プレプリント
所在地	プレプリント
保健所符号	プレプリント
整理番号	プレプリント
総数	各病床の患者数が自動計算で入力されます
在院患者延数	整数5桁まで入力可能
月末在院患者数	整数4桁まで入力可能
新入院患者数	整数4桁まで入力可能
退院患者数	整数4桁まで入力可能
同一医療機関内の他の種別の病床から移された患者数	整数3桁まで入力可能
同一医療機関内の他の種別の病床へ移された患者数	整数3桁まで入力可能
外来患者延数	整数6桁まで入力可能

【データ送信時にかかる当月分チェック】

チェック内容	エラー時動作
都道府県名が未入力または半角文字入力あり	送信不可 または、 (Excel版のみ) XMLデータ保存不可 (メッセージが表示 されます)
保健所名が未入力または半角文字入力あり	
施設名が未入力または半角文字入力あり	
所在地が未入力または半角文字入力あり	
保健所符号が0101～4799以外	
整理番号の入力が9桁未満	
整理番号の2～3桁目が01～47、49(テスト用)以外	
整理番号の9桁目がチェックデジットエラー	
訂正・追加報告欄が空欄・1・2以外(Excel版のみ)	
整理番号の1桁目が病院=1、診療所=2以外	
入力のあった項目の値がマイナス値、もしくは数値以外の入力あり	
各病床の在院患者延数<月末在院患者数	

【データ送信時にかかる前月分チェック】

チェック内容		エラー時動作
月末在院患者数 (総数)	月末在院患者数＝前月の月末在院患者数＋新入院患者数－退院患者数 が成り立たない場合。	初回送信時、 確認要求 (メッセージが表示 されます) 2回目以降は、 送信可
月末在院患者数 (療養)	月末在院患者数＝前月の月末在院患者数＋新入院患者数＋他の病床から －退院患者数－他の病床へ が成り立たない場合。	
在院患者延数 (各病床)	今月または前月の在院患者延数が101人以上で、 今月の在院患者延数＞前月の在院患者延数×2倍 または 今月の在院患者延数×2倍＜前月の在院患者延数 の場合。	
外来患者延数	前月の外来患者延数≥10で、 今月の外来患者延数＝ゼロまたはスペース の場合。 今月または前月の外来患者延数が10人以上で、 当月＞前月の場合、 $当月 \div 前月 \times 100 = A$ 当月＜前月の場合、 $前月 \div 当月 \times 100 = A$ として、 当月＞300、 $A > 200$ の場合。 当月≤300、 $A > 300$ の場合。	

(2) 電子報告様式による報告の場合

① 保健所における審査等

ア 病院報告が電子ファイルにより提出された場合は、前記1から3に従い内容を
審査し保健所符号及び整理番号を付加します。

保存に際しては、医療機関の整理番号をファイル名とします。(ファイル名を
医療施設名とすると他の医療施設と同一となる可能性があり、また、「〇月
分」、「病院報告」等では施設の特定ができないためです。)

シート形式で保存するときは、1ファイルに該当年月分1シートのみデータ
とし、新たにシートを作成して複数月分のデータを入れらないようお願いします。

イ 電子ファイルに記録された内容は、保存用電子ファイルに複写又は書面化して
適切に保存し、紙の調査票の取扱いに準じてください。

医療機関から提出のあった電子ファイル等は、返却しても差し支えありませ
ん。

② 都道府県における審査等

ア 病院報告が電子ファイルにより提出された場合は、前記1から3に従い内容を
審査します。

複数の医療機関ファイルをまとめて保存する際は、報告年月＋県番号をファイ
ル名とします。

イ 電子ファイルに記録された内容は、保存用電子ファイルに複写又は書面化して
適切に保存し、紙の調査票の取扱いに準じてください。

保健所から提出のあった電子ファイルは、返却しても差し支えありません。

VI 送付手続

1 保健所の業務

- (1) 病院、療養病床を有する診療所の管理者から提出された紙の調査票は、整理番号順にそろえて送付票を最上部に置き、帯紙でくくります。
- (2) 電子報告様式による電子ファイルで提出され、複数の医療機関から提出があった場合は、1つの電子ファイルにまとめ、必要事項（病院報告である旨、当該報告の年月、施設の所在地を管轄する保健所名及び当該保健所所在地の都道府県名）を電子ファイルに記入するか別葉で添付します。

上記によりとりまとめた**調査票は報告月の翌月 15 日までに**、都道府県知事（保健所を設置する市（区）にあつては市（区）長を経由して）あてに送付します。

2 都道府県の業務

- (1) 保健所長（市（区）長）から提出された紙の調査票は、都道府県における病院及び療養病床を有する診療所別に整理番号順にそろえて帯紙でくくり、送付票を最上部に置き梱包します。保健所ごとではなく、県の単位で、病院、診療所、訂正・追加分の3種類に区分した状態とします。
- (2) 電子報告様式による電子ファイルで提出され、複数の保健所から提出があった場合は、1つの電子ファイルにまとめ、必要事項（病院報告である旨、当該報告の年月、都道府県名）を電子ファイル等に記入するか別葉で添付します。

上記によりとりまとめた**調査票は報告月の翌月 25 日までに**、厚生労働省あて送付します。

3 調査票の梱包

- (1) 梱包は、発送の途中で破損・散逸することのないように注意します。
- (2) 誤配防止のため、梱包には提出先課室名（「政策統括官付参事官付保健統計室」）及び調査名（「病院報告」）を明記します。
また、梱包の数にかかわらず、梱包数（例 2-1、2-2）を付記します。
- (3) 梱包が少量であっても個別に梱包します。
- (4) 一月分の提出が複数回になる場合は、提出回数や2回目以降の提出見込時期を送付票等に記載します。
- (5) 発送上の事故に備え、提出書類の発送記録が残るようにします。

送付票

殿

第 _____ 号
 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

都 道 府 県 知 事
 市 保 健 所 長

病院報告について

令和 _____ 年 _____ 月分の病院報告を次のとおり送付する。

送 付 票

送付CD-R等媒体					枚
	報告用紙による提出	オンライン調査システム による提出	電子報告様式による提出	施設数計	
病 院	枚	件	件	施設	
療養病床を有する 診 療 所	枚	件	件	施設	
訂正・追加報告	枚		件	施設	

注) 訂正・追加報告があった場合は、「病院」及び「療養病床を有する診療所」欄に含めず、「訂正・追加報告」欄に記入すること。

VII 関係法規抜すい

◎ 医療法（昭和 23 年 7 月 30 日 法律第 205 号）

[病院・診療所の定義]

第 1 条の 5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの（オンライン診療受診施設であるものを除く。）又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

[病院等の開設の許可]

第 7 条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 6 第 1 項の規定による登録を受けた者（同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第 2 項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 16 条の 4 第 1 項の規定による登録を受けた者（同法第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第 2 項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第 3 項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第 8 条第 1 項及び第 11 条において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第 8 条第 1 項、第 12 条、第 15 条、第 18 条、第 24 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条第 2 項において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

一 精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）

- 二 感染症病床（病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症（結核を除く。）、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第8項に規定する指定感染症（同法第44条の9の規定により同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第8条（同法第44条の9において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）並びに同法第6条第9項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）
- 三 結核病床（病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）
- 四 療養病床（病院又は診療所の病床のうち、前3号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）
- 五 一般病床（病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。）
- 3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前3項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第21条及び第23条の規定に基づく厚生労働省令並びに第21条の規定に基づく都道府県の条例の定める要件に適合するときは、前3項の許可を与えなければならない。
- 5 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第30条の13第1項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第30条の4第1項に規定する医療計画（以下この条、次条及び第7条の3第1項において「医療計画」という。）において定める第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。第7条の3第1項において同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。
- 6 都道府県が第30条の4第10項の規定により第1項から第3項までの許可に係る事務を

行う場合又は同条第 11 項の規定によりこれらの許可に係る事務を行う場合におけるこれらの許可には、同条第 10 項の政令で定める事情がなくなつたと認められる場合又は同条第 11 項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなつた場合には、当該許可に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（当該許可に係る病床（以下この項において「特例許可病床」という。）が療養病床又は一般病床（以下この項、次条及び第 7 条の 3 第 1 項において「療養病床等」という。）のみである場合は医療計画において定める第 30 条の 4 第 2 項第 14 号に規定する区域とし、特例許可病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項及び次条第 1 項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、特例許可病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該許可に係る病床の種別に応じた数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）のうち、第 30 条の 4 第 8 項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該許可に係る病床の種別に応じた基準病床数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）を超えている病床数の範囲内で特例許可病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることその他の第 30 条の 3 第 1 項に規定する医療提供体制の確保のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

- 7 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、第 4 項の規定にかかわらず、第 1 項の許可を与えないことができる。

[病院等の休止・再開の届出]

第 8 条の 2 略

- 2 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者が、その病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を休止したときは、10 日以内に、都道府県知事（診療所、助産所又はオンライン診療受診施設にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。次条、第 24 条の 2、第 29 条第 1 項、第 29 条の 2 及び第 30 条において同じ。）に届け出なければならない。休止した病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を再開したときも、同様とする。

[病院等の廃止の届出]

- 第 9 条 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者が、その病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を廃止したときは、10 日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定による死亡又は

失踪の届出義務者は、10日以内に、その旨をその所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

〔病院等の使用の制限〕

第27条 病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

◎ 医療法施行令（昭和 23 年 10 月 27 日 政令第 326 号）

（開設者等の住所等の変更の届出）

第 4 条 病院を開設した者、臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの又は助産師でない者で助産所を開設したものは、開設者の住所又は氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、10 日以内に、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第 3 項並びに次条及び第 4 条の 7 において同じ。）に届け出なければならない。

2 法第 7 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けないで病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更した者は、当該変更をしたときから 10 日以内に、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

3 診療所を開設した臨床研修等修了医師若しくは臨床研修等修了歯科医師又は助産所を開設した助産師は、法第 8 条第 1 項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、10 日以内に、当該診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

4 略

（開設後の届出）

第 4 条の 2 病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者は、病院、診療所又は助産所を開設したときは、10 日以内に、開設年月日、管理者の住所及び氏名その他厚生労働省令で定める事項を、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の者は、同項の規定により届け出た事項のうち、管理者の住所及び氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、10 日以内に、当該病院、診療所又は助産所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

（病院報告の提出）

第 4 条の 9 病院（療養病床を有する診療所を含む。以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その管理する病院に係る患者の状況その他の事項に関する報告書（以下この条において「病院報告」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 病院報告は、厚生労働省令で定めるところにより、病院の所在地を管轄する保健所の長に提出するものとする。

3 病院報告の提出を受けた保健所の長は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院報告を当該保健所の所在地の都道府県知事に送付しなければならない。

4 前項の規定による病院報告の送付は、保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長を経由して行うものとする。

- 5 第3項の規定により病院報告の送付を受けた都道府県知事は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院報告を厚生労働大臣に送付しなければならない。

◎ 医療法施行規則（昭和 23 年 11 月 5 日 厚生省令第 50 号）

[開設許可の申請]

第 1 条の 14 法第 7 条第 1 項の規定によつて病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第 3 項及び第 4 項、第 2 条、第 3 条、第 4 条から第 5 条の 2 まで、第 7 条から第 9 条まで並びに第 23 条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第 9 号から第 13 号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときはその旨（臨床研修修了登録証（開設者が医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証）を提示し、又はそれらの写しを添付すること。）

二 名称

三 開設の場所

四～十三 略

十四 病院又は病室のある診療所については、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

十五、十六 略

2 略

3 病院を開設した者又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したものが、法第 7 条第 2 項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、第 1 項第 5 号、第 8 号、第 9 号及び第 11 号から第 14 号までに掲げる事項とする。ただし、同項第 14 号に掲げる事項を変更しようとする場合において、病室の病床数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。

4 前項の者が、令第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号、第 14 号及び第 15 号に掲げる事項（同項第 14 号に掲げる事項については、前項ただし書に規定するときに係るものに限る。）並びに

第2項各号に掲げる事項（病院に係るものに限る。）とする。

5～13 略

[開設後の届出事項]

第3条 病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者が、令第4条の2第1項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 開設の年月日
 - 二 管理者の住所及び氏名（臨床研修修了登録証若しくは免許証を提示し、又はそれらの写しを添付すること。）
 - 三 診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名（免許証を提示し、又はその写しを添付すること。）、担当診療科名、診療日及び診療時間又は業務に従事する助産師の氏名（免許証を提示し、又はその写しを添付すること。）、勤務の日及び勤務時間
 - 四 薬剤師が勤務するときは、その氏名
 - 五 病院又は診療所については、その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときはその旨
 - 六 分娩を取り扱う助産所については、第15条の2第1項の医師（以下「嘱託医師」という。）の住所及び氏名（当該医師に嘱託した旨の書類を添付すること。）又は同条第2項の病院又は診療所の住所及び名称（当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に対し、同項に規定する嘱託を行つた旨の書類を添付すること。）並びに同条第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称（当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類を添付すること。）
- 2 令第4条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項第5号及び第6号に掲げる事項とする。

[病院報告]

第13条 令第4条の9第1項及び第2項の規定による病院報告の提出は、別記様式第一により行うものとし、別記様式第一による病院報告の提出にあつては毎月10日までに（休止し、又は廃止した病院に関しては、休止又は廃止の日から10日以内に）病院所在地を管轄する保健所長に対して行うものとする。

2 令第4条の9第3項の規定による病院報告の送付は、提出のあつた日から5日以内に行うものとする。

3 令第4条の9第5項の規定による病院報告の送付は、提出のあつた日から10日以内に行うものとする。

参考 開示請求があった場合の調査関係書類の取扱い

病院報告に係る開示請求においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）」及び「行政機関の保有する統計調査関係文書の公開に関するガイドラインについて（平成 21 年 4 月 1 日付各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、以下のとおり取り扱うものとします。

調査関係書類のうち、次に掲げるものについては、不開示とします。

- (1) 記入済みの病院報告調査票
- (2) 記入済みの病院報告台帳
- (3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条各号に規定する不開示情報が含まれている書類

(参考)

行政機関の保有する統計関係文書の公開に関するガイドラインについて

平成 21 年 4 月 1 日
改正 平成 31 年 4 月 26 日
改正 令和 3 年 7 月 27 日
統計企画会議申合せ

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）の施行（平成 13 年 4 月 1 日）に伴い、行政機関が保有する統計関係文書も情報公開法第 2 条に規定する行政文書（行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの）に該当し、何人も目的を問わず行政文書の開示を請求することができるという開示請求権制度の対象とされている。

一方、統計法（平成 19 年法律第 53 号）においては、公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため（同法第 3 条第 4 項）、同法第 41 条及び第 43 条第 1 項により、調査票情報（同法第 2 条第 11 項に規定する調査票情報をいう。）、事業所母集団データベース（同法第 2 条第 8 項に規定する事業所母集団データベースをいう。）に記録されている情報、同法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報（同法第 2 条第 10 項に規定する行政記録情報をいう。）及び同法第 35 条第 1 項の規定により作成された匿名データ（同法第 2 条第 12 項に規定する匿名データをいう。）を取り扱う業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないとされ、また、同法第 40 条及び第 43 条第 2 項により、調査票情報、事業所母集団デー

データベースに記録されている情報、同法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び匿名データに係る目的外使用が制限されている。

このような情報公開法の開示請求権制度の適正な運用及び統計法が求める秘密の保護を確保する観点から、統計関係文書として共通するものについて、情報公開法に基づく開示請求があった場合の開示・不開示の判断は、下記の「統計関係文書の公開に関するガイドライン」に沿って各府省が行うこととする。

なお、「行政機関の保有する統計調査関係文書の公開に関するガイドラインについて」（平成 13 年 3 月 16 日各府省統計主管課長等会議申合せ）は、廃止する。

記

統計関係文書の公開に関するガイドライン

1 本ガイドラインの性格

本ガイドラインは、行政機関が保有する統計関係文書のうち、調査票情報、事業所母集団データベース、統計法第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報、同法第 35 条第 1 項の規定により作成された匿名データ、作成された基幹統計及び一般統計調査の結果、調査対象名簿、統計調査員名簿等主要なものについて、情報公開法に基づく開示請求に応じて開示・不開示の判断を行うに当たっての一般的な取扱いの指針を示すものである。

なお、本ガイドラインに個別に取り上げていない統計関係文書の取扱いについては、当該文書に記載されている個々の情報の内容、性質を踏まえ、情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に該当するか否かを個別に判断することになる。

2 主要な統計関係文書の種類ごとの取扱い

(1) 調査票情報

ア 基幹統計調査に係る調査票情報

基幹統計調査に係る調査票情報については、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、一般的には情報公開法第 5 条第 6 号に該当すると解され、不開示とする。

イ 一般統計調査に係る調査票情報

一般統計調査に係る調査票情報についても、基幹統計調査に係る調査票情報の場合と同様、公にすることにより統計調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、一般的には情報公開法第 5 条第 6 号に該当すると解され、不開示とする。

(以下省略)

政府統計オンライン調査システムによる電子調査票（HTML形式）

[調査票一覧へ](#)
[ログアウト](#)
[クリア](#)

別記様式第一（第十三関係）
統計法に基づく国の一般統計調査
です。調査票情報の秘密の保護に
万全を期します。

病院報告

都道府県名 41 施設名 43 令和 年 月分
 保健所名 42 所在地 44

訂正・追加報告

※保健所符号 3 ※整理番号 4 39

区 分	在院患者延数 ②	月末在院患者数 ②	新入院患者数 ②	同一医療機関内の 他の種別の病床から 移された患者数 ②	退院患者数 ②	同一医療機関内の 他の種別の病床へ 移された患者数 ②
総 数（自動計算します。）	5 <input type="text"/>	6 <input type="text"/>	7 <input type="text"/>		8 <input type="text"/>	
精神病床 ② (1)	9 <input type="text"/>	10 <input type="text"/>	11 <input type="text"/>		12 <input type="text"/>	
感染症病床 ② (2)	13 <input type="text"/>	14 <input type="text"/>	15 <input type="text"/>		16 <input type="text"/>	
結核病床 ② (3)	17 <input type="text"/>	18 <input type="text"/>	19 <input type="text"/>		20 <input type="text"/>	
療養病床 ② (4)	21 <input type="text"/>	22 <input type="text"/>	23 <input type="text"/>	24 <input type="text"/>	25 <input type="text"/>	26 <input type="text"/>
一般病床 ② (5)	27 <input type="text"/>	28 <input type="text"/>	29 <input type="text"/>		30 <input type="text"/>	

外 来 患 者 延 数 ② 38

備 考 ② 40

チェック欄

保健所 45 46 受付

市 47 48 受付

都道府県 49 50 受付

注：1 ※印は保健所で記入すること。
 2 療養病床を有する診療所については、当該療養病床を利用する患者に係る数値を「療養病床」(4)欄にのみ記入すること。
 その他の欄は記入不要である。

[画面を印刷する](#)
[回答の送信](#)

厚生労働省が提供する電子報告様式

訂正・追加報告

施設名

所在地

入力チェック

病院報告

令和 年 月分

政府統計
統計法に基づく国の
一般統計調査です。
調査票情報の秘密の
保護に万全を期しま
す。

※保健所符号 ※整理番号 ※必ず[入力チェック]を行って下さい。

区 分	在 院 患 者 延 数	月 末 在 院 患 者 数	新 入 院 患 者 数	同 一 医 療 機 関 内 の 他 の 種 別 の 病 床 か ら 移 さ れ た 患 者 数	退 院 患 者 数	同 一 医 療 機 関 内 の 他 の 種 別 の 病 床 へ 移 さ れ た 患 者 数
総 数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	
精神病床(1)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	
感染症病床(2)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	
結核病床(3)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	
療養病床(4)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
一般病床(5)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	

外 来 患 者 延 数

備 考	新 設 等	年	月	日	患 者 な し	外 来 な し
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
そ の 他	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

注：1 ※印は保健所で記入すること。
 2 療養病床を有する診療所については、当該療養病床を利用する患者に係る数値を「療養病床」(4)欄にのみ記入すること。
 その他の欄は記入不要である。

病院報告台帳整備要領

I 趣旨

病院報告台帳（以下「台帳」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）（以下「法」という。）に基づく病院報告の内容及びその関係事項を施設ごとに毎月又はその都度記録整備することにより、次の目的を達成しようとするものです。

- 1 都道府県における病院統計資料の作成を迅速正確にする。
- 2 施設ごとの開設等の許可又は届出関係事項を記録整理するとともに、施設利用者の月別変動状況を把握することにより、医療行政の資料として関係各課の利用に供する。
- 3 病院報告の内容について前月分との比較及び各月の傾向を判断し、報告内容の正確性を向上させる。

II 台帳の整理

1 ファイルの仕方

- (1) 台帳は、施設を管轄する保健所別（保健所符号の順）、病院の種類別（1 精神、2 結核、3 一般）及び療養病床を有する診療所の順にファイルし、同一種類の施設については、厚生労働省に送付する調査票の整理番号の順にファイルします。
- (2) 新設、病院の種類に変更、又は施設の種類（病院、療養病床を有する診療所）に変更があった場合は、その台帳は、当該施設を管轄する保健所における同一種類の施設の最後又は整理番号の順に該当の箇所にファイルします。

2 記入事項の整理

- (1) 調査票を受領したときは、直ちに必要な事項を正確に転記し、転記誤りのないようにします。
- (2) 次の事項については、医務担当係、医療施設動態調査担当係と連絡を密にした業務体制の下、事前に、「病院報告台帳」、「医療施設台帳」及び「医療施設動態調査票」と照合し、速やかに処理します。
 - ① 開設許可、開設に伴う使用許可、開設
 - ア) 新設の場合は、新規の台帳を作成し、「開設許可」「開設に伴う使用許可」及び「開設」の各欄に年月日等を記入します。
 - イ) 開設者変更、又は施設の種類（病院、療養病床を有する診療所）の変更による開設許可であれば、従前の台帳を用い、「開設許可」「開設に伴う使用許可」及

び「開設」の各欄に年月日等を記入します。

② 病床変更許可、病床変更に伴う使用許可及び病室変更の届出

ア) 病院の種類に変更を生じた場合は、訂正します。

イ) 病床数を変更した場合は、「病床変更許可」及び「病床変更に伴う使用許可」の各欄に年月日等を記入します。

なお、病室変更の届出（病室の病床数を減少させる場合のみ）は「病床変更許可」の欄に年月日等を記入します。

ウ) 許可病床の変更については、当月の「許可病床数」欄に新病床数を記入します。

③ 休 止 届

「休止」欄に年月日を記入し、台帳を別ファイルとします。

④ 再 開 届

休止施設のファイルから該当の台帳を抽出し、「再開」欄に年月日を記入し、その台帳を従前の順番に戻します。

⑤ 廃 止 届

「廃止」欄に年月日を記入するとともに、台帳を別ファイルとします。

ただし、開設者変更、又は施設の種類（病院、療養病床を有する診療所）の変更による廃止届及び開設届で、施設が従来どおり運営されている場合は、「廃止」欄及び「開設」欄に年月日を記入し別ファイルとはしません。

⑥ 使用禁止、開設許可取消、閉鎖命令は別ファイルにはしません。

Ⅲ 記入要領

1	2	3	調査票に記載された内容から、病院の種類を判断し、該当する番号を
精	結	一	○で囲むこと。ただし、療養病床を有する診療所は無記入とします。
神	核	般	なお、病院の種類に変更があった場合は、従前の○印に×印をつける
			とともに該当する新番号を○で囲みます。
			ここでいう病院の種類は、次により分類します。
		1	「1 精神」「2 結核」は、許可病床がそれぞれ該当の1種類のみを有する病院とします。
		2	「3 一般」は、上記1以外の病院とします。
整	理	番	医療施設台帳に基づく整理番号（9けた）を記入します。
理	番	号	整理番号の付け方は、次のとおりとなっています。
			第1けた 施設の種類を表す。（1 病院 2 一般診療所）

	第2～3けた 都道府県番号を表す。
	第4～8けた 第4～5けたをキーとして保健所別に区分し、残余の3けたは一連番号を表す。
	第9けた チェック・デジット（検証符号）を表す。
	注： 施設の移転、移動により医療法上廃止・新設された場合は整理番号が変更するので、その場合には逐次訂正します。
保健所符号	保健所符号（4けた）を記入します。
保健所名	保健所名を記入します。
施設名	施設名を記入します。
所在地	所在地を記入します。
開設許可	法第7条第1項の規定により本年中に開設の許可（国が開設する病院については、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第1条の規定により承認（以下「許可」について同じ。））を与えた年月日及びその文書番号（又は許可証番号）をそれぞれ記入します。なお、下欄は、本年中に再度開設許可を与えた場合に記入します。（以下「開設に伴う使用許可」「病床変更許可」及び「病床変更に伴う使用許可」についても、これに準じます。）
開設に伴う使用許可	開設許可を与えた後それに伴い、本年中に法第27条の規定による使用許可を与えた年月日及びその文書番号（又は許可証番号）をそれぞれ記入します。
開設	令第4条の2の規定により届け出ることとされている開設年月日を記入します。
病床変更許可	許可病床の変更について令第4条第1項及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の14第3項の規定により本年中に病床の変更に関する許可を与えた年月日及びその文書番号（又は許可証番号）をそれぞれ記入します。 令第4条第1項及び規則第1条の14第4項の規定により病室の病床数の減少の届出があった場合は届出を受理した年月日を記入します。
病床変更に伴う使用許可	許可病床の変更許可を与えた後それに伴い、本年中に法第27条の規定による使用許可を与えた年月日及びその文書番号（又は許可証番号）をそれぞれ記入します。
休止再開	法第8条の2の規定によりそれぞれの届出を受理した年月日を記入します。
廃止	

備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設名の変更届（令第4条第2項及び規則第1条の14第3項）など必要な事項を記入します。 2 全く新規の開設、移転による開設、診療所から病院への変更による開設、開設者の変更による開設など内容がわかれば記入します。 3 休止の理由、休止の期間などわかれば記入します。 4 全くの廃止、移転による廃止、診療所又は介護老人保健施設等への変更による廃止、開設者の変更による廃止など内容がわかれば記入します。 5 使用禁止、開設許可取消、閉鎖命令等についてはその旨とその年月日及び期間を明記します。
総数	毎月の調査票を受理した都度、該当欄に患者数等を転記します。
外来患者延数	毎月の調査票を受理した都度、該当欄に外来患者延数を転記します。
病床	毎月の調査票を受理した都度、該当（病床種別を記入した）欄に患者数等を転記します。 また、訂正・追加報告があった場合は直ちに訂正・追加をします。
病床	
病床	
療養病床	
病床	

IV 台帳による病院報告の審査

台帳による病院報告の審査は、「医療施設台帳」及び「医療施設動態調査票」と照合した結果が、台帳へ正確に反映され、毎月の病院報告から正しく転記されていることを前提として行われるものです。

1 施設名、所在地

病院報告が台帳と一致しているか審査します。

2 病院の種類

調査票の内容から判断して、台帳の病院の種類と一致しているか審査します。

- (1) 台帳においては、当月に病院の種類の変更がなされているにもかかわらず、調査票が従来のままの場合は、調査票を直ちに訂正するとともに保健所を通じて病院の管理者に訂正の旨連絡します。
- (2) 台帳においては、病院の種類の変更がなされていないにもかかわらず、調査票が台帳と異なった内容になっている場合は、医務担当係、医療施設動態調査担当係と連絡をとり、台帳と調査票のいずれが正しいかを確認し、誤りを訂正します。

3 表題各欄

調査票から台帳に転記した後、次の要領で審査します。

- (1) 各月の傾向と比較し、数字の異常な変動はないか、けた違いで記入されていないかを注意します。これについては、特に「外来患者延数」において注意してください。
- (2) 毎月又は隔月毎などに同一数が記入されて作為的と思われるものはないかを確認します。
- (3) 前月分報告との関係で、次の関係が成り立つかを確認します。
 - ① 「**総数**」においては、前月の「月末在院患者数」に当月の「新入院患者数」を加えて、当月の「退院患者数」を減じた数は、当月の「月末在院患者数」になります。

$$\text{（前月「月末在院患者数」）} + \text{（当月「新入院患者数」）} - \text{（当月「退院患者数」）} = \text{（当月の「月末在院患者数」）}$$

- ② 「**療養病床**」は、「月末在院患者数」との関係で、次の関係が成り立ちます。

$$\begin{aligned} & \left(\text{前月「月末在院患者数」} \right) + \left[\begin{array}{l} \text{「同一医療機関内} \\ \text{の他の種別の} \\ \text{病床から移された} \\ \text{患者数」} \end{array} \right] \\ & - \left[\begin{array}{l} \text{「同一医療機関内} \\ \text{の他の種別の} \\ \text{病床へ移された} \\ \text{患者数」} \end{array} \right] = \text{（当月の「月末在院患者数」）} \end{aligned}$$

4 在院患者延数

前月分の計上数と比較し、特に大きな変動がないかを確認します。

5 月末在院患者数

「月末在院患者数」が、台帳の「許可病床数」より多いものはないかを確認します。

